

定 款

(2023 年 3 月 2 日改定)

株式会社りそなホールディングス

株式会社りそなホールディングス定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社りそなホールディングスと称し、英文では Resona Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第5条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,020,000,000 株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式	6,000,000,000 株
------	-----------------

第一回第 7 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第二回第 7 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第三回第 7 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第四回第 7 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第一回第 8 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第二回第 8 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第三回第 8 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

第四回第 8 種優先株式	10,000,000 株
--------------	--------------

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につき 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 優先株式

(優先配当金)

第11条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当（第51条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

第一回ないし第四回

第7種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第一回ないし第四回

第 8 種優先株式

1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 8 種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。

- ② ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当（本項および第 3 項において当該事業年度中に支払われる優先中間配当金を除く）の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ ある事業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、第 1 項に定める優先配当金の額を上限とし、優先株主または優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

第 12 条 当会社は、第 51 条第 1 項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

(残余財産の分配)

第 13 条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第一回ないし第四回

第 7 種優先株式

1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。

第一回ないし第四回

第 8 種優先株式

1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。

- ② 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(株主との合意による優先株式の取得)

第 14 条 優先株式の取得について会社法第 160 条第 1 項の規定による決定をするときは、同条第 2 項および第 3 項の規定を適用しない。

(議決権)

第 15 条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 50 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 50 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 50 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(優先株式の取得条項)

- 第 16 条 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、当該優先株式 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、当該優先株式の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。
- ② 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、当該優先株式 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、当該優先株式の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。
- ③ 当会社は、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式について、自己資本比率規制に基づき当該優先株式の取得が必要となる場合として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由（当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として定める事由（以下実質破綻事由という）、もしくは一定の期日の到来（以下強制転換事由という）のいずれかまたは両方の事由とする）が生じたときは、当該優先株式の全部を取得するものとし、実質破綻事由が生じた場合には、当該実質破綻事由が生じた後の一定期間（当該決議によって定めるものとする）内の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める日、もしくは当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、無償で取得し、強制転換事由が生じた場合には、当該強制転換事由が生じた日に、普通株式の交付と引換えに取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。
- ④ 第 1 項および第 2 項に基づき、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(優先順位)

- 第 17 条 各種優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

第 4 章 株 主 総 会

(招集)

第18条 定時株主総会は、毎事業年度最終日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

- ② 株主総会は、本店所在地、東京都区内または大阪市において招集する。
- ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長を兼任する取締役がこれを招集する。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(基準日)

第19条 当会社は、毎事業年度最終日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第23条 株主総会の議長は、社長を兼任する取締役がこれに当たる。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(種類株主総会)

第24条 第18条第2項および第3項、第19条、第22条ならびに第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

- ② 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。
- ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第一回ないし第四回第

7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 5 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第26条 当会社の取締役は、15名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。

(選任方法)

第27条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(業務の決定)

第29条 取締役会は、会社法第416条第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

- ② 取締役会は、その決議により、法令に反しない限度で、当会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(会長)

第29条の2 取締役会の決議によって、取締役の中から会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し議長となる。

- ② 前項の指名にかかる取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。
- ③ 第35条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(招集通知)

第31条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第32条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

- ② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ③ 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、報酬委員会が定める。

(責任の免除)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 指名・監査・報酬委員会

(各委員会の組織)

第35条 当会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。

- ② 各委員会は、それぞれ3名以上の取締役で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。
- ③ 監査委員会を組織する委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任することができない。
- ④ 各委員会を組織する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会の招集権者および議長)

第36条 各委員会は、あらかじめ指名された委員が招集し議長となる。

- ② 前項にかかわらず各委員は必要に応じ招集することができる。

(招集通知)

第37条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第38条 各委員会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、各委員会において定める委員会規程による。

第 7 章 執 行 役

(員数)

第 39 条 当会社の執行役は、1名以上とする。

(選任方法)

第 40 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第 41 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役・役付執行役)

第 42 条 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、執行役の中から社長 1 名を選定する。
③ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。
④ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。

(報酬等)

第 43 条 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。

- ② 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、支配人その他の使用人として受ける報酬等についても同様とする。

(責任の免除)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

(執行役規程)

第 45 条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める執行役規程による。

第 8 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 46 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 47 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 48 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 50 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剩余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとする。

(剩余金の配当の基準日)

第 51 条 当会社の剩余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日および毎年 9 月 30 日とする（本定款において、毎年 9 月 30 日を基準日として行う剩余金の配当を中間配当という）。

② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 剩余金の配当にかかる配当金が支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。